令和7年8月15日付け県公報第647号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し終了したので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。 令和7年11月11日

静岡県知事 鈴木康友

1 測量機関

静岡県

2 作業の種類

公共測量 (3級基準点測量)

3 作業期間

変更前 令和7年8月18日から令和7年12月3日まで変更後 令和7年8月18日から令和7年10月28日まで

4 作業地域

静岡県静岡市清水区中河内地先